

〔令和7年度 12月補正予算〕持続できる果樹産地緊急支援事業 ＜概要版＞

果樹栽培に欠かせないスピードスプレーヤは、近年の物価高騰のため、中小規模の生産者を中心に、機械の更新ができず、栽培を断念する例が少なくない。これらの生産者の営農継続に向けて、スピードスプレーヤの更新にかかる経費の一部を支援する。

1 支援の内容

- スピードスプレーヤの更新（中古を含む）

2 事業実施主体

- 農業者団体（3戸以上の農業者で組織する団体）※各々が認定農業者である場合は2戸以上
- 農業法人

（注）共同利用や作業受託を行う団体がスピードスプレーヤを整備する場合、原則としてその団体ごとに1つの事業実施主体として申請するものとする。

3 事業の対象品目

- 果樹全般

4 補助の要件

- 市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること。
- 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 更新前のスピードスプレーヤの使用年数が10年以上であること。
- 経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること。
- 導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること。
- 農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること。

5 成果目標

- 事業実施の翌年度に「果樹の総販売額又は総所得額の増加」の実現が見込まれること。

6 補助金の額

- 補助率 1/3以内（県：2/9、市町村：1/9）※市町村は1/9以上

7 その他

- 実績報告書の提出期限は、令和9年2月26日（金）とする。
- 要望が予算額を上回る場合は、別途定める採択基準によりポイント化し、予算の範囲内でポイントの高い順に採択する。

「持続できる果樹産地緊急支援事業」採択基準

下記の配点水準により、合計ポイントが高い順に採択する。

なお、合計ポイントが同点の場合は、事業費（税込）を延べ散布面積（目標年度）で除した値が低い順に採択する。

項目	配点水準	点数	最大
1 山形県特定農業機械導入基準に定める類別の下限面積に対する <u>延べ散布面積</u> （R9）※の割合 ※ 各樹種の「（栽培面積 + 防除作業受託面積）×標準散布回数」の合計	下限面積の110%未満	0	3点
	下限面積の110%以上120%未満	1	
	下限面積の120%以上130%未満	2	
	下限面積の130%以上	3	
2 共同利用の参加人数（更新するスピードスプレーヤ1台当たり） ※ 事業実施主体の構成員間で共同利用が想定されない「農業者団体（共同利用なし）」及び「農業法人」は選択不可	共同利用なし	0	3点
	2人での共同利用	1	
	3人での共同利用	2	
	4人以上の共同利用	3	
3 産地維持のための「栽培面積及び防除作業受託面積」※の増加率 ※ 樹園地の取得、借受及び防除作業受託を行う面積の合計（防除作業受託の場合は、標準散布回数の過半を請け負う場合のみ面積にカウント）	増加率1%未満	0	2点
	増加率1%以上4%未満	1	
	増加率4%以上7%未満	2	
	増加率7%以上	3	
3 更新前のスピードスプレーヤの令和7年度までの使用年数	15年未満	0	2点
	15年以上20年未満	1	
	20年以上	2	
合計			8点